

軽度者に対する福祉用具貸与理由書の作成及び提出について

◆理由書の提出先

指定（介護予防）福祉用具貸与理由書（以下「理由書」という。）の提出先は、門真市 高齢福祉課です。

ただし、**みなし2号被保険者**の理由書は、**生活保護担当課**が提出先となります。

◆理由書の提出の流れ

①被保険者の状態確認

介護支援専門員は利用者の状態が厚生労働省告示第94号（以下、「告示」という。）第3のイで定める状態像に該当するかどうかを確認する。

- i) 調査票 基本項目の該当箇所にチェックがある→理由書不要
- ii) 調査票 基本項目の該当箇所にチェックがない→理由書必要・・・②へ

※「自動排泄処理装置」（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）については、要支援、要介護1～3は理由書の提出が必要です。

（尿のみを自動的に吸引する機能のものは、理由書不要）

自動排泄処理装置の定義

尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの（交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるものをいう。）除く。）

※交換可能部品については、特定福祉用具販売（福祉用具購入費の支給）で対応可能。

②医師の医学的所見の確認

介護支援専門員は、利用者の状態が告示第31号のイで定める状態像に該当するかどうか**医師の所見**を確認する。

（※医師に告示第31号のイで定める状態像及び老企36号通知の内容を説明する。）

【確認方法は次のいずれか】

- i) 主治医意見書による確認
- ii) 医師の診断書等による確認
- iii) 介護支援専門員が主治医から聴取して確認

③サービス担当者会議の開催 **※必ず②を先に行うこと**

②において、その状態像に該当するとの医学的所見が示された場合、介護支援専門員はサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具を貸与することが、当該利用者に対して特に必要であるかどうかを判断し、例外給付の対象とすべき状況等について、サービス担当者会議の記録等として記載しておくこと。

④理由書の提出

①～③において、福祉用具を貸与することが当該利用者に対して特に必要であると判断した場合、介護支援専門員は「理由書」を作成のうえ高齢福祉課へ提出する。

※地域包括支援センターから原案作成の委託を受けている場合は、委託元の地域包括支援センターに届け出し、確認印を取ること。

◆理由書提出の際の留意事項

1. 「理由書」提出の時期

①貸与開始時期

原則としてサービス提供月の前月末までに「理由書」（必要な添付書類を全て含む）を提出してください。

やむを得ない事情により、提出が遅れる場合は、高齢福祉課までご連絡ください。

貸与提供開始日を過ぎて理由書を提出した場合は、提出日の属する月からの保険給付となります。

②再提出の時期

次の場合は、再度「理由書」（必要な添付書類を全て含む）を作成し提出してください。

- i) 要介護・要支援認定が更新されたとき
- ii) 要介護・要支援認定の区分が変更されたとき
- iii) 居宅介護支援事業者が変更になったとき

※更新・区分変更により「要介護2」以上になった場合は、福祉用具貸与の制限がなくなるので、当然ながら理由書提出等は不要です。ただし、自動排泄処理装置に関しては「要介護4」以上。

《注意》

理由書の提出がないにも関わらず、福祉用具貸与を算定している場合、給付費を返還していただくことになりますので、未提出ということがないようにご注意ください。

2. 区分変更申請中・新規申請中等の場合（要介護度は見込に☑、認定有効期間は空白で可）

区分変更申請中または新規申請中で、認定結果がまだ出ていない場合

明らかに要介護2以上の認定結果が想定される場合を除いては、暫定プランを作成する場合であっても、医師の所見確認及びサービス担当者会議の開催により福祉用具貸与が必要であると判断した段階で理由書を作成し提出してください。 ※認定結果確定後の再提出は不要です。

3. 理由書の記載内容について

①医師の医学的所見

- i) 医師に介護保険給付の要件を説明

理由書の「医師の医学的所見」については、「告示第31号のイ（別表）」及び「通知老企第36号 第二9-（2）-①」等について、医師に説明しご理解いただいたうえで、どの要件に該当するか所見を得てください。

医師の医学的所見をいただくに際しての聴取例（特殊寝台の場合）

○要介護1以下の方が介護保険で特殊寝台の給付を受けるには、患者様が①日常的に起き上がりが困難、②日常的に寝返りが困難のいずれかの状態に該当していることが必要です。

○この患者様は介護保険の認定調査では、「起き上がり」・「寝返り」とも「できない」にチェックされていますが、医師の医学的な観点から、【①例外的貸与基準の該当性】【②原因となる疾病等】【③当該患者様の具体的な状態】を教えてください。

【①例外的貸与基準の該当性】

- (1) 状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に寝返り又は起き上がりが困難になる。
- (2) 状態が急速に悪化し、短期のうちに寝返り又は起き上がりが困難な状態に至ることが確実に見込まれる。
- (3) 身体への重体な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から寝返り困難に該当すると判断できる。

【②原因となる疾病等】

【③当該患者様の具体的な状態】

②医学的所見の聴取結果の記載

「医師の医学的所見」欄については、医師に直接記入していただく必要はありません。

▶主治医から被保険者の状態像を確認するには、次の3つの方法が示されています。

○主治医意見書

居宅介護（介護予防）サービス計画作成のため、保険者から情報提供を受けたものを指します。

ただし、その記載内容から、被保険者の状態像が告示に示す該当項目に相当することが確認できない場合は、他の方法で確認する必要があります。（「車いすが必要」というだけでは不可）

また、主治医が意見書の情報提供に同意していない場合は、保険者から情報提供できないため、他の方法で確認する必要があります。

○診断書

主治医が被保険者に対し交付した診断書を指します。

ただし、その記載内容から、被保険者の状態像が告示に示す該当項目に相当することが確認できない場合は、他の方法で確認する必要があります。

※診断書の作成にあたり費用が発生した場合は、自費負担となります。（介護報酬等の対象とはなりません。）

○主治医から聴取して確認

担当の介護支援専門員が主治医から聴取した情報を指します。

※面談、電話等の手段により医師から情報を聴取すること。

【参考】告示第31号のイ 別表

対象外種目	要件	基本調査の結果
ア 車いす・車いす付属部品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者	1-7(歩行)「3 できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が必要な者	基本調査に該当項目なし (主治医の意見書を踏まえてつサービス担当者会議等を開催する等の適切なケアマネジメントを通じて、指定居宅介護(介護予防)事業者が判断する)
イ 特殊寝台・特殊寝台付属部品	次のいずれかに該当する方 (一) 日常的に起き上がりが困難な者	1-4(起き上がり)「3 できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	1-3(寝返り)「3 できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	1-3(寝返り)「3 できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	3-1(意思の伝達)「調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外又は 3-2～3-7(理解)のいずれかが「2 できない」又は 3-8～4-15のいずれかが「1 ない」以外 その他主治医の意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む
	(二) 移動において全介助を必要としない者	2-2(移動)「4 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具部分を除く) ●昇降座椅子など ●固定式・入浴用リフトなど	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者	1-8(立ち上がり)「3 できない」
	(二) 移乗が一部又は全介助を必要とする者	2-1(移乗)「3 一部」又は「4 全介助」

●段差解消機など	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査に該当項目なし (主治医の意見書を踏まえつつサービス担当者会議等を開催する等の適切なケアマネジメントを通じて、指定居宅介護(介護予防)事業者が判断する)
力 自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引するものを除く) (要支援・要介護1～3)	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	2-6(排便)「4 全介助」 2-1(移乗)「4 全介助」